

## 農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金交付要綱

令和 7 年 7 月 31 日農地第 2 1 8 号

### (事業の目的)

第 1 農業水利施設は農業用水の供給だけでなく、市街地を含めた地域全体からの排水機能も有し、地域の防災・減災上、重要な施設であるが、維持管理費に占める電気料金等の割合が大きく、電気料金及び油脂費高騰の影響を受けやすい。電気料金等が高止まりする中、農業経営は厳しい状況にある。

このような中、農業者の負担軽減に資するとともに電気料金等の高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を進めることを目的として、農業水利施設管理者に対して電気料金及び油脂費高騰対策として農業水利施設省エネルギー化推進対策事業による交付金（以下「交付金」という。）を交付するものである。

なお、交付金の交付にあたっては、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第 2 本事業の交付対象者は、第 3 の交付対象施設の管理者とする（個人は除く。）。

2 交付対象者は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね 2 割削減に向けた取組として、別紙の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を 1 つ以上含む、原則 2 つ以上の取組を実施するものとする。

### (交付対象施設)

第 3 本事業の対象施設は、次の（１）から（４）までをすべて満たすものとする。

（１）高圧、農事用電力 A（低圧）、低圧電力及び別途知事が認める契約種別のいずれかの電力を使用する農業水利施設（以下「水利施設」という。）であり、水利施設とは別表に掲げる施設とする。

（２）水利施設の管理者が公共機関を除く事業者（土地改良区、水利組合等）であること。

（３）第 5 により算定した電気料金及び油脂費高騰分計について、その全額を国、県、市町村等の補助金により充当されていないものであること。

（４）様式第 3 号の省エネルギー化推進計画（実績）に基づき、次の各号のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る施設とする。

ア 水利施設管理強化事業及び基幹水利施設管理事業（国補助事業）の一般型及び特別型の対象施設

イ 直近 12 ヶ月の施設の維持管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、整備補修費、諸油脂費及び電力料をいう。）に占める諸油脂費及び電力料の割合が 25%以上であった施設管理者が管理する農業水

利施設であること。

(事業の内容及び交付金額)

- 第4 本事業の交付金額は電気料金（基本料金、電力量料金、燃料費調整額及び再エネ賦課金）及び油脂費（灯油、軽油及びA重油）高騰分（令和2年度から令和6年度までの平均額と令和7年度の実績との差額）計の50%以内とし、千円未満は切り捨てる。
- 2 国、県、市町村等の補助金を水利施設の電気料金及び油脂費高騰分計の一部に充当している場合は、その充当している金額を電気料金及び油脂費高騰分計から差し引いた金額の50%を交付対象とする。
- 3 本事業による交付金は、令和7年度に限り交付するものとする。

(電気料金及び油脂費高騰分計の算定)

- 第5 算定の対象とする電気及び油脂使用期間は、令和7年4月から令和7年5月までとする。
- 2 対象とする電気料金及び油脂費高騰分の算定にあつては、様式第1号の交付申請書に添付する「交付金申請額計算表（電気・油脂）」によるものとする。

(交付申請)

- 第6 交付金対象者は、様式第1号の交付申請書及び様式第3号の省エネルギー化推進計画（実績）を知事に提出する。また、様式第1号の交付申請書に添付すべき書類は当該様式で定めるものとする。
- 2 申請受付期日は次による。
- (1) 申請受付期日を令和7年10月31日とする。
- (2) 分割申請は認めない。

(交付の決定及び額の確定)

- 第7 知事は、第6により提出があつた交付申請書について、適当と認められる場合は、交付の決定及び額を確定し、様式第2号により申請者へ通知する。

(証拠書類等の保存期間)

- 第8 申請者は、申請の根拠となる関係書類を令和13年3月末日まで保存しなければならない。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。

別表

|                       |                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|
| 第 3 （ 1 ）における<br>水利施設 | 揚水施設、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、<br>ため池、加圧機場、その他知事が認めるもの。 |
|-----------------------|--------------------------------------------------------|

別紙 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

| 取組メニュー                          |                       |                                                                           |
|---------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 省<br>エ<br>ネ<br>ル<br>ギ<br>ー<br>化 | ソ<br>フ<br>ト<br>対<br>策 | SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し                                                        |
|                                 |                       | SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し                                                        |
|                                 |                       | SE-3 排水機場の内水位調整                                                           |
|                                 |                       | SE-4 休止可能機器の通電停止                                                          |
|                                 |                       | SE-5 大口径ポンプの優先使用                                                          |
|                                 |                       | SE-6 無効送水の削減                                                              |
|                                 |                       | SE-7 節水による送水量の削減                                                          |
|                                 |                       | SE-8 エネルギー管理の強化                                                           |
|                                 |                       | SE-9 独自取組（省エネ化）<br><br>（その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。）） |
|                                 | ハ<br>ー<br>ド<br>対<br>策 | HE-1 高効率変圧器への更新                                                           |
|                                 |                       | HE-2 電動機制御方式の見直し                                                          |
|                                 |                       | HE-3 高効率電動機への更新                                                           |
|                                 |                       | HE-4 減速機の省略                                                               |
|                                 |                       | HE-5 高効率ポンプへの更新                                                           |
|                                 |                       | HE-6 インペラ（羽根車）の改造                                                         |
|                                 |                       | HE-7 水路のパイプライン化                                                           |
|                                 |                       | HE-8 遠隔制御機器の導入                                                            |
|                                 |                       | HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）                                               |
|                                 |                       | HE-10 独自取組（省エネ化）                                                          |

| 取組メニュー                |                       |                                                                           |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| コ<br>ス<br>ト<br>削<br>減 | ソ<br>フ<br>ト<br>対<br>策 | SC-1 ポンプの同時運転台数の削減                                                        |
|                       |                       | SC-2 電力契約の適正化                                                             |
|                       |                       | SC-3 電力契約使用期間の短縮                                                          |
|                       |                       | SC-4 独自取組（コスト削減）<br><br>（その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。）） |
|                       | ハ<br>ー<br>ド<br>対<br>策 | HC-1 力率の改善                                                                |
|                       |                       | HC-2 ピークカットのための調整施設の整備                                                    |
|                       |                       | HC-3 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）                                               |
|                       |                       | HC-4 独自取組（コスト削減）                                                          |

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用料の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用料削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

農業水利施設省エネルギー化推進対策事業  
交 付 金 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

〒 -

申請者住所

\_\_\_\_\_

申請者名

(法人は法人名・代  
表者肩書・氏名)

\_\_\_\_\_

担当者氏名

\_\_\_\_\_

電話番号Tel

\_\_\_\_\_

(携帯電話)

\_\_\_\_\_

Eメール (任意)

\_\_\_\_\_

交付金の交付を受けたいので、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金交付要綱第 6 の規定により、下記資料を添えて申請及び請求します。

|                |   |
|----------------|---|
| 申請金額<br>(請求金額) | 円 |
|----------------|---|

記

1. 交付金申請額計算表 (電気・油脂)
2. 電気料金請求書 (写)、油脂費領収書 (写)
3. 位置図
4. 施設写真
5. 口座振替申出書 ※代表者など変更があれば提出
6. 委任状
7. 預金通帳 (写) ※代表者など変更があれば提出
8. 高圧の電気工作物に関する年次点検結果 (写) (高圧の場合は添付)
9. 農事用電力以外の契約の証明
10. 支援対象施設に関する要件の確認

| 提出有無 |
|------|
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |
|      |

注 1) 1・2・3・4 は提出必須。5・6・7・8・9・10 は内容により提出。  
注 2) 対象とする「使用電力量、油脂量」は、令和 7 年 4 月から 5 月までとする。  
※請求書発行は翌月となるので、上記に対応した電気料金請求書は 5 月から 6 月までに発行されたもの。  
注 3) 10 については、国補助事業 (水利施設管理強化事業、基幹水利施設管理事業) の対象施設は提出不要。  
注 4) 当該施設が農業用以外の用途と混同する場合は、農業用目的分のみ申請できるものとし、その振り分け根拠を送付すること。

1. 交付金申請額計算表（電気・油脂）

【地区集計】

（単位：千円）

| 番号 | 地区名 |  | 施設管理者名 | 省エネ交付額 |
|----|-----|--|--------|--------|
|    |     |  |        | 0      |

※千円未満切捨て

: リストから選択

: 直接入力

【地区別表】

（単位：円）

| 番号 | 施設名 | 既存補助事業          |             | 電気料金 |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           | 油脂費             |                                  |      |                   |                    |          | 高価分<br>（電力料+油脂費） |       |
|----|-----|-----------------|-------------|------|--------------------|-------|--------|----------|----|-----------------|---------------------|----------|-------------------------------|-----------|-----------------|----------------------------------|------|-------------------|--------------------|----------|------------------|-------|
|    |     | 費用区分※1          | 補助率区分※2     | 契約区分 | 令和7年4月～令和7年5月の電気料金 |       |        |          |    |                 | 令和2～6年4月～5月の電気料金相当分 |          |                               | 左記の国費相当分  | その他高価分          | 高価分                              | 油種区分 | 令和7年4月～令和7年5月の油脂費 | 令和2～6年4月～5月の油脂費相当分 | 左記の国費相当分 | 高価分              |       |
|    |     | 多選or治水ダム等or連携管理 | 40%/1/3.30% |      | ①基本料金              | ②電力料金 | ③燃料調整額 | ④再生エネルギー | ⑤計 | ⑥計（再生エネルギー課金除く） | ⑦基本料会上昇率            | ⑧電力料金上昇率 | ⑨＝①/⑦×（②×③）/⑧<br>×④/再生エネルギー※3 | ⑩＝⑨×既定国費率 | ⑪<br>（該当する場合入力） | ⑫＝（①×②×③）<br>÷（①/⑦×（②×③）/⑧）<br>⑪ |      | ⑬                 | ⑭上昇率               | ⑮＝⑬/⑭    | ⑯＝⑮×既定国費率        | ⑰＝⑱－⑯ |
| 1  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 2  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 3  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 4  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 5  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 6  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 7  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 8  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 9  |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 10 |     |                 |             |      |                    |       |        |          |    |                 |                     |          |                               |           |                 |                                  |      |                   |                    |          |                  |       |
| 合計 |     |                 |             |      | 0                  | 0     | 0      | 0        | 0  | 0               |                     |          | 0                             | 0         | 0               | 0                                |      | 0                 |                    | 0        | 0                | 0     |

※1 費用区分（多面or治水ダム等or連携管理）欄については、国補助事業の水利施設管理強化事業（一般型）を実施している地区のみ記入すること。

※2 補助率区分（40%/1/3.30%）欄については、国補助事業の基幹水利施設管理事業（一般型）を実施している地区のみ記入すること。

※3 再生エネルギー率は、1,356（R7年4月～5月の再生エネルギー課金単価／R2～6年4月から5月の再生エネルギー課金単価）とする。

【高価分に対する既存事業の補助額の算定】

（単位：円）

|       | R7事業費(a) | R7国費(b) | 令和2～6年4月～5月の国費相当分(c) | 用水or排水<br>排水    |
|-------|----------|---------|----------------------|-----------------|
| 事業費   |          |         |                      |                 |
| うち電力料 |          |         | 0                    |                 |
| うち油脂費 |          |         | 0                    | 高価分既存補助額(d=b-c) |
| 計     | 0        | 0       | 0                    | 0               |

※ d≥0とする

【省エネ交付額の算定】

（単位：円）

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 高価分(A)                | 0 |
| 高価分に対する既存事業の補助額(B=d)  | 0 |
| 支援交付額上限額(C=(A-B)×0.5) | 0 |
| 支援交付額(E)              | 0 |

※国補助事業の水利施設管理強化事業（一般型）及び基幹水利施設管理事業（一般型）を実施している地区のみ記入

## 2. 電気料金請求書（写）

施設名 \_\_\_\_\_

月別請求書を貼り付けてください。

若しくは別途添付してください。

交付対象施設が複数ある場合は、施設毎に提出してください。

適宜、様式を複写してください。

## 2. 油脂費領収書（写）

施設名 \_\_\_\_\_

月別領収書を貼り付けてください。

若しくは別途添付してください。

交付対象施設が複数ある場合は、施設毎に提出してください。

適宜、様式を複写してください。



### 3. 位置図

施設名 \_\_\_\_\_

簡単な位置図を作成してください。

手書き、既存の地図の貼り付けも可。

目印となる建物などを表示してください。

貼り付けでも別途添付でも可。

## 4. 施設写真

施設名 \_\_\_\_\_

施設アップ写真添付

(建物内のポンプなど、どのような施設か分かるようなもの)

施設名 \_\_\_\_\_

※複数あれば複写して作成してください。

施設アップ写真添付

(建物内のポンプなど、どのような施設か分かるようなもの)

## 口座振替申出書

年 月 日

島根県会計管理者 様

私に対する島根県からの支払金(県税を除く)は、今後、変更又は廃止の申し出をするまで、下記の預金口座へ振り込んでください。

|       |                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申出の区分 | <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 預金口座の変更 <input type="checkbox"/> その他の変更(変更事項) |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

|           |  |      |  |
|-----------|--|------|--|
| フリガナ      |  |      |  |
| 法人名・商号・屋号 |  |      |  |
| フリガナ      |  | フリガナ |  |
| 代表者肩書     |  | 氏名   |  |

|      |  |        |      |       |  |        |
|------|--|--------|------|-------|--|--------|
| 郵便番号 |  |        | 電話番号 |       |  |        |
| 住所   |  | 都・道府・県 |      | 市・区・郡 |  | 町・村・丁目 |
| 番地   |  |        | 方書   |       |  |        |

|       |                                                             |                  |                                                       |      |                |
|-------|-------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------|------|----------------|
| 口座の区分 | <input type="checkbox"/> 第一口座 <input type="checkbox"/> 第二口座 |                  | 1 建設関係業者の前金払専用口座<br>2 農業施策費の本庁支払を受ける農業団体等<br>9 その他( ) |      |                |
| 預金口座  | 金融機関                                                        | 銀行・組合<br>金庫・連合会  |                                                       |      | 支店・支所<br>店・出張所 |
|       | 預金種別(目)                                                     | 1 普通預金<br>2 当座預金 | 4 貯蓄預金<br>9 その他                                       | 口座番号 |                |
|       | カナ口座名義                                                      |                  |                                                       |      |                |

\*口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際の使用するため通帳に印字してある「【口座番号】」(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。

\*カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに入力し、できる限り預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを添付してください。

|                         |                |                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付所<br>属<br>処<br>理<br>欄 | 適用開始日          | 年 月 日                                                                                                                                                                                              |
|                         | システム登録<br>確認事項 | <input type="checkbox"/> 相手方登録(重複がないか)<br><input type="checkbox"/> カナ口座名義(預金口座のカナ口座名義と一致しているか)<br><input type="checkbox"/> 適用開始日の確認(内容を使い始める時点の日付になっているか)<br>例)住所変更の場合 相手方の住所変更日 4/1 のとき→適用開始日 4/1 |

【記入、入力上の注意】

| 項 目                              | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法 人 名 ・<br>商 号 ・ 屋 号             | 「個人」の場合は記入を要しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 代 表 者 肩 書                        | 「個人」の場合及び代表者の肩書がない場合は記入を要しません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 氏 名                              | 姓と名の間を「文字あけ」してください。<br>「法人」の場合で代表者肩書の記入がある場合は、省略可。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| フ リ ガ ナ<br>(法人名等・代表<br>者 肩 書、氏名) | 法人名等、代表者肩書、氏名は間をあけずにフリガナを記入してください。<br>法人種別名が先頭にある場合は、法人種別名を省略してください。<br>(例)株式会社「島根」設「松江支社」支社長<br>シマネケンセツマツノシシヤシシヤチョウ<br>(例)島根「太郎」<br>シマネタロウ                                                                                                                                                                                        |
| 郵便番号                             | 7桁の郵便番号の間には「－(ハイフン)」を記入してください。<br>(例) 690－6887                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 電話番号                             | 左詰めに市外局番から記入してください。<br>市外局番・局番・加入者番号の間には「－(ハイフン)」を記入してください。<br>(例) 0852－22－5908                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 口座の区分                            | 第2口座を登録できるのは、次の場合に限りです。<br>「1:建設関係業者の前金払専用口座」<br>上水、建築、設計、測量等の業種で、前金払専用口座を開設している場合<br>「2:農業施策費の本庁支払を受ける農業団体等」<br>農業施策費(本庁支払分に限る)受領のため、別途口座を登録する必要がある場合<br>「3:その他」<br>市町村、公共的団体において、上記以外で別途口座を登録する必要がある場合                                                                                                                           |
| 預金種別(目)                          | 預金種別(目)の該当する番号に○をしてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 口座番号                             | 口座番号を右詰めに記入してください。<br>ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある【口座番号】(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。                                                                                                                                                                                                                                   |
| カナ口座名義                           | カナ口座名義は振金通帳記載のとおりに入力してください。<br>できる限り預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを添付してください。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 訂 正 方 法                          | (1) 訂正箇所は2本線で抹消し、正しい文字を余白に記入してください。<br>(2) 削除箇所がある場合は、2本線で抹消してください。<br>(3) 空白を挿入する場合は、挿入する箇所は「  」を記入してください。<br>(4) 文字を挿入する場合は、その箇所は「  」を記入し、挿入する文字を記入してください。 |

委 任 状

令和    年    月    日

島根県知事    様

委任者

住所

団体名

役職名

氏名

次の者を代理人と定め、農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金の受領についての権限を委任します。

受任者

住所

団体名

役職名

氏名

(※受任者・委任者が個人の場合は住所・氏名のみ記載)

## 7. 預金通帳（写）

申請者名 \_\_\_\_\_

預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しを貼り付けてください。  
若しくは別途添付してください。

## 8. 高圧の電気工作物に関する年次点検結果（写）

施設名 \_\_\_\_\_

高圧受電の場合は、保安設備の法定点検時の報告書の写しを添付してください。

若しくは別途添付してください。

※点検者名が記載されたページを抜粋し添付してください。

複数枚添付する必要はありません。

例）自家用電気工作物年次点検試験報告書

## 9. 農事用電力以外の契約の証明

施設名 \_\_\_\_\_

契約種別が農事用電力以外の場合は、対象施設が農業水利施設であることの証明となる図面（受益図面）等を提出してください。

併せて、その図面位置の全景写真を貼り付け若しくは別途添付してください。



10. 支援対象施設に関する要件の確認

: 直接入力

対象施設の要件:  
施設管理者が管理する施設全体で、維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が25%以上

| 地区名 | 施設管理者名 | 管理施設 |
|-----|--------|------|
|     |        |      |

【維持管理費の内容】 (単位:円)

| 番号 | 費用項目  | 内容                                                                                                               | R7実績額※1 | 維持管理費に占める電力料<br>及び油脂費の割合 | 判定※2    |
|----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| ①  | 操作運転費 | 対象施設の操作運転に要する次の費用。<br>・技術者賃金:対象施設に係る操作技術者に対する給料及び諸手当。<br>・共済組合負担金等:技術者賃金から支弁されるものに係る共済組合負担金及び保険料。                |         |                          |         |
| ②  | 点検整備費 | 対象施設の点検整備に要する次の費用。<br>・技術者賃金:対象施設に係る整備技術者に対する給料及び諸手当。<br>・共済組合負担金等:技術者賃金から支弁されるものに係る共済組合負担金及び保険料。                |         |                          |         |
| ③  | 施設管理費 | ①及び②以外の施設の維持管理に要する次の費用。<br>・賃金:対象施設の管理に直接携わる者に対する給料及び諸手当。<br>・共済組合負担金等:賃金から支弁されるものに係る共済組合負担金及び保険料。               |         |                          |         |
| ④  | 施設運営費 | 施設の保守管理及び整備(除塵、浚渫、除草等)に要する費用並びに施設の運営に必要な啓発普及活動、専門家による施設管理の現地指導、最新技術の提供、水管理に係る技術・知識の習得・向上に向けた取組、交換部品及び整備用品に要する費用。 |         |                          |         |
| ⑤  | 調査業務費 | 管理に必要な水文、気象等の調査観測に要する費用。                                                                                         |         |                          |         |
| ⑥  | 整備補修費 | 日常の点検を超える内容であって、施設管理の範疇で行う点検保守、更新・整備に要する費用。                                                                      |         |                          |         |
| ⑦  | 諸油脂費  | 管理に必要な施設機械の燃料経費。                                                                                                 |         | #DIV/0!                  | #DIV/0! |
| ⑧  | 電力料   | 施設運用に必要な基本電力料及び使用電力料。                                                                                            |         |                          |         |
| 合計 |       |                                                                                                                  | 0       |                          |         |

※1 各費用は、直近12ヶ月の実績値とする。  
※2 判定は、○であれば支援対象施設とする。

## 申請の注意事項

採択申請書を作成するにあたり事前に一読してください。

1. 事業名 農業水利施設省エネルギー化推進対策事業
2. 目的 農業水利施設管理者に対する電気料金及び油脂費高騰対策として島根県より交付金を交付し、農業者の負担を軽減するとともに、電気料金等の高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を進めること。
3. 対象施設 次のような農業水利施設  
揚水施設、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、ため池、加圧機場、その他  
知事が認めるもの。  
**従量電灯は対象としません。**
4. 施設所在地 島根県内
5. 対象者 農業者が構成員となって農業水利施設を管理している団体。（土地改良区、水利組合等）  
※個人は除く。
6. 対象期間 令和7年4月から5月までの使用電力及び油脂  
（令和7年5月請求分から6月請求分）
7. 交付額 単価は高圧、農事用電力A（低圧）等に固定。千円未満は切り捨て。  
ただし、市単独事業など他からの補助金等を充当している部分は対象外。  
同一施設で他補助金等が充当されている場合は、それぞれの金額を確認できる資料を提出してください（任意様式）。
8. 提出が必要な申請書  
島根県HPから【エクセル形式】の電子ファイルをダウンロードし、交付申請書一式を作成し、提出してください。
9. 交付金交付申請書の提出期限  
受付〆切 令和7年10月31日（金） 島根県庁必着  
**ただし、予算額が上限に達した場合、受付できない可能性があります。**
10. 提出先及び問い合わせ先  
〒690-8501 松江市殿町1番地  
島根県農林水産部農地整備課国営事業対策室  
TEL 0852-22-5021
11. 申請者許諾事項
  - ・ 資料を審査するうえで、施設等を現地確認、聞き取り等をする場合があります。
  - ・ 電気料金の請求書等について、内容を電力会社に直接確認する場合があります。
  - ・ 申請内容等について、県HP等で公表することがあります。
12. その他  
交付金交付申請書及び省エネルギー化推進計画に定めた項目で、必要な箇所に記載がないもの若しくは記載内容に虚偽があるもの、〆切までに提出がないものは、申請を無効とする場合がありますので、十分確認のうえ提出してください。

(様式第 2 号)

指令農地第 号

様

令和 年 月 日付けで申請のあった農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金については、下記のとおり交付決定及び額の確定をします。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也

記

1. 交付金額 金 円

2. 交付条件

申請者は、申請の根拠となる関係書類を令和 12 年 3 月末日まで保存しなければならない。

様式第 3 号

省エネルギー化推進計画（実績）

令和 年 月 日

島根県知事 様

氏 名 事業実施主体名  
代 表 者 名

農業水利施設省エネルギー化推進対策事業交付金交付要綱第 6 に基づき報告します。

記

1 地区概要

| 都道府県名 | 地区名 | 事業実施主体名 | 関係市町村名 | 関係土地改良区名 | 支援金額 |
|-------|-----|---------|--------|----------|------|
| 島根県   |     |         |        |          | 千円   |

2 支援金の使途

| 使途 |            | 内容 | 金額 |
|----|------------|----|----|
| ア  | 省エネ計画に係る取組 | ・  | 千円 |
|    |            | ・  | 千円 |
| イ  | 施設の管理費     | ・  | 千円 |
|    |            | ・  | 千円 |

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

| 施設管理者： |      |      |                 |      |              |    |
|--------|------|------|-----------------|------|--------------|----|
| 施設名    | 施設容量 | 契約区分 | 省エネルギー化・コスト削減対策 | 取組内容 | 実施期間<br>○：実施 | 備考 |
|        |      |      |                 |      | R7（4、5月）     |    |
|        |      |      |                 |      |              |    |
|        | kW   |      |                 |      |              |    |
|        |      |      |                 |      |              |    |
|        | kW   |      |                 |      |              |    |
|        |      |      |                 |      |              |    |
|        | kW   |      |                 |      |              |    |